

参 考 資 料

(地域生活支援担当)

(資料1)「情報・コミュニケーション支援を必要とする障害者等に対する新型コロナウイルス感染症の対応への配慮について」(令和2年2月17日付事務連絡)

(資料2)「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の提供について」(令和3年3月3日付け事務連絡)

(資料3) 法律に基づく電話リレーサービスについて

(資料4) 遠隔手話サービスを利用した聴覚障害者の意思疎通支援体制強化事業
(令和2年度第3次補正予算)

(資料5) 意思疎通支援事業スキーム

(資料6) 障害者文化芸術魅力発信事業について

(資料7) 『障害者のできる仕事～つながるナビ～』について

(資料8) 農福連携パワーアップ事業について

事務連絡
令和2年2月17日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

情報・コミュニケーション支援を必要とする障害者等に対する
新型コロナウイルス感染症の対応への配慮について

行政機関等における障害者等への配慮については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等を踏まえ、福祉分野のみならず様々な分野において合理的配慮の対応をいただいているところです。

視聴覚障害者等は、その障害特性から情報取得や他者とのコミュニケーションが困難な状況であることから、新型コロナウイルス担当部局や視聴覚障害者情報提供施設、地域の障害者団体等と連携を図り、以下の点について特段のご配慮をお願いいたします。

- ① 視覚障害者については、相談に関する連絡先（電話番号等）の周知やホームページ上の情報のテキストデータの提供 等
- ② 聴覚障害者等については、電話による相談ができない方もいることから、電話以外にFAX番号又はメールアドレスの周知や字幕映像の提供 等（特に各都道府県市のホームページに掲載している「帰国者・接触者相談センター」のFAX番号の掲示等）

【問合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室 塩野、長井
電話：03-3595-2097
FAX：03-3503-1237

事務連絡
令和3年3月3日

各都道府県衛生主管部（局）御中
各都道府県障害保健福祉主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の提供について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「新型コロナワクチン」という。）については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」の改訂について」（令和3年2月16日健発0216第1号厚生労働省健康局長通知）において、接種体制の構築に向けた準備の参考となるよう、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施に関する手引き（第2.0版）」が示されたところですが、障害者に対し、新型コロナワクチンの円滑な接種が実施されるためには、障害特性に応じた合理的配慮の提供が必要と考えられます。

つきましては、下記のとおり、障害特性に応じた合理的配慮の提供に関する一例をお示ししますので、各々の障害特性を踏まえ適切な配慮が提供されるよう、衛生部局や障害保健福祉部局等において、引き続き連携を図っていただきますよう御協力をお願いするとともに、本事務連絡の内容を管内市区町村に周知いただくようお願いいたします。

なお、障害特性を踏まえた適切な配慮の提供に当たっては、視聴覚障害者情報提供施設等の地域の関係機関と連携を図っていただくよう、重ねてお願いいたします。

記

1 障害者に係る相談体制の確保や情報周知について

新型コロナワクチンに関する相談体制については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する相談体制の構築について」（令和3年2月17日付け事務連絡）において、自治体における相談体制の構築をお願いしているところですが、聴覚障害者等については電話により相談することが困難な場合もあることから、コー

ルセンター等の相談窓口では、電話以外にも、FAX やメール等による相談対応についても可能とさせていただくようお願いします。また、知的障害者や発達障害者等に対しては、専門的な用語や抽象的な言葉を用いず、平易な言葉で繰り返し説明する、分かりやすい絵カードや写真等を用いるなどの配慮をお願いします。

また、新型コロナワクチンに関する情報周知に関して、視覚障害者については、十分に情報を入手することが困難な場合もあることから、視覚障害者が郵送物の選別をするために、内容（「新型コロナウイルスの予防接種のご案内」等）及び発信元（自治体名等）を点字や拡大文字での表記を検討するようお願いします。これ以外にも、自治体のホームページ等において、視覚障害者向けテキストデータや、聴覚障害者向け字幕映像の提供等についても検討をお願いします。

2 接種時等における合理的配慮等について

新型コロナワクチンの接種を実施する医療機関や市区町村が設ける会場等においては、介助者や家族に対して丁寧な説明を行うとともに、可能な限り、

- ・ 聴覚障害者等向けにコミュニケーションボード等による案内
- ・ 視覚障害者等向けに放送や音声による案内
- ・ 知的障害者や発達障害者等に対する分かりやすい言葉や、絵カード・写真等を用いた丁寧な説明

等の障害特性を考慮した対応をお願いします。

加えて、障害者が新型コロナワクチンの接種を受けるに当たっては、接種会場において、公的な福祉サービスによる支援（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、遠隔手話サービスを含めた意思疎通支援事業等）が円滑・柔軟に受けられるよう配慮をお願いします。

<参考>

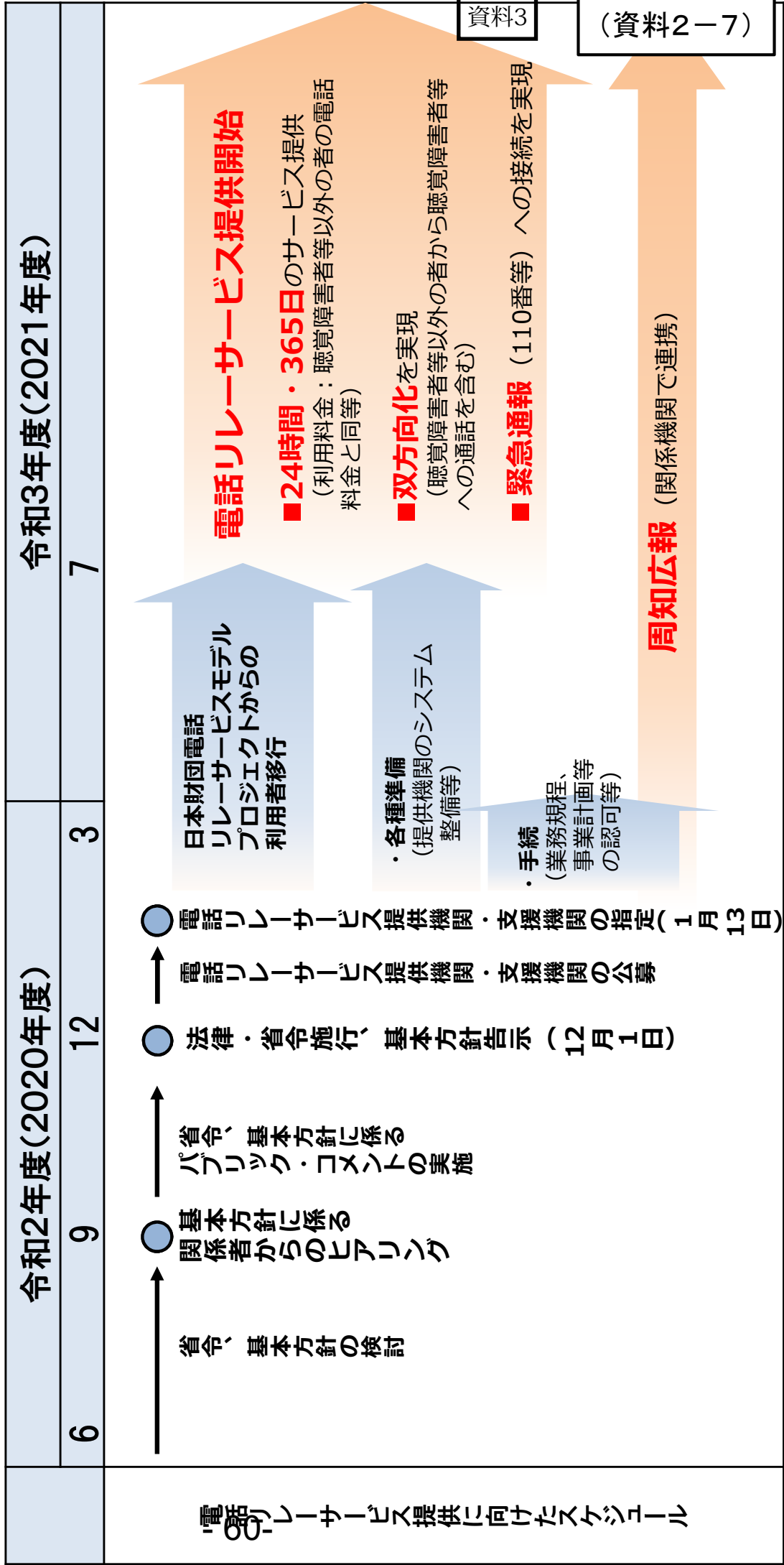
「医療機関における障害者への合理的配慮 事例集」

（平成 29 年度障害者総合福祉推進事業）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000331883.pdf>

公共インフラとしての電話リレーサービス 今後のスケジュール

- 令和2年6月12日 「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」(電話リレー法)公布
- 令和2年12月1日 法律施行、関係省令・基本方針等の策定
- 令和3年1月13日 「電話リレーサービス提供機関」、「電話リレーサービス支援機関」を指定
(提供機関：一般財団法人日本財団電話リレーサービス 支援機関：一般社団法人電気通信事業者協会)
- 令和3年1月～3月 各種規程類の認可
- 令和3年度中(7月(予定)) 公共インフラとしての電話リレーサービス提供開始



遠隔手話サービスを利用した聴覚障害者の意思疎通支援体制強化事業 資料4

令和2年度第三次補正予算額案 3.3億円

1. 事業概要

○ 新型コロナウイルスの発生により、聴覚障害者が行政機関や学校、保健所への相談や病院への受診等に際して、手話通訳者等の同行が困難な状況がある(※)が、各自治体ともこれらの機関における聴覚障害者等に対する意思疎通支援の体制が不十分である。

(※)手話通訳者の感染が懸念されることや、感染予防のためのマスクの着用等により、口話が困難になってしまうため。

○ そこで、都道府県に加え市町村に対して、遠隔手話サービス(※)を実施するための導入経費を支援することにより感染予防を進め、地域において聴覚障害者等が安心して相談等できる体制の整備を図る。

(※)タブレットやスマホを通じて、遠隔手話を行うことができるサービス

2. 補助内容

遠隔手話サービスを実施するための初度経費についての支援

◇遠隔手話サービスの提供場所整備

通訳ブース整備

システム初期導入費用

◇貸し出し用タブレット

※必要に応じて、遠隔手話広報・啓発に関する取組も実施。

3. 実施主体 : 市町村

※令和2年度第一次補正予算で既に都道府県で実施されている事業の対象拡大

4. 補助率 : 定額(10/10)

<事業実施イメージ>

- ◆ 遠隔手話通訳サービスの導入により、**手話通訳者の感染防止**や、**手話通訳者の移動時間短縮による支援の効率化、緊急時への対応**が可能となる。

【利用者(聴覚障害者)側に必要な機材等】

個人所有のタブレット、スマートフォン

→専用アプリのインストール(無償)等を行い、遠隔手話サービスを利用
※ タブレット等を所有しない者については、自治体(施設)から聴覚障害者へ貸し出しも想定(医療機関や相談機関へ一時的に貸し出すことも可能)

各自治体の行政窓口での相談



遠隔手話サービスの提供



医療機関での受診・治療



意思疎通支援事業スキーム



※地域生活支援事業の特別支援事業とは、実施率の向上や実施水準に格差がみられる事業の充実を図る事業であり、自治体の申請に応じて事業費の1/2を補助する事業

《現状》

- 山梨県文化芸術基本条例では、障害の有無にかかわらず等しく文化芸術活動の充実を図るとされており、障害福祉分野でも更なる充実が必要
- コロナ禍の影響もあり文化芸術活動は低迷
- 障害者文化芸術活動推進法では、地方公共団体の文化芸術活動の計画策定は努力義務
- 令和2年度策定予定の「やまなし障害児・障害者プラン2021」(案)において、文化芸術活動の計画を一体的に策定

《課題》

障害者文化展、障害者芸術・文化祭の出展作品数、発表団体が減少傾向であり、創造・発表等の機会充実が必要

芸術的価値が高い作品(アール・ブリュット)が創造されているもののあまり知られていない。また、商品開発、販売のノウハウがないため、相談体制整備や人材育成が必要

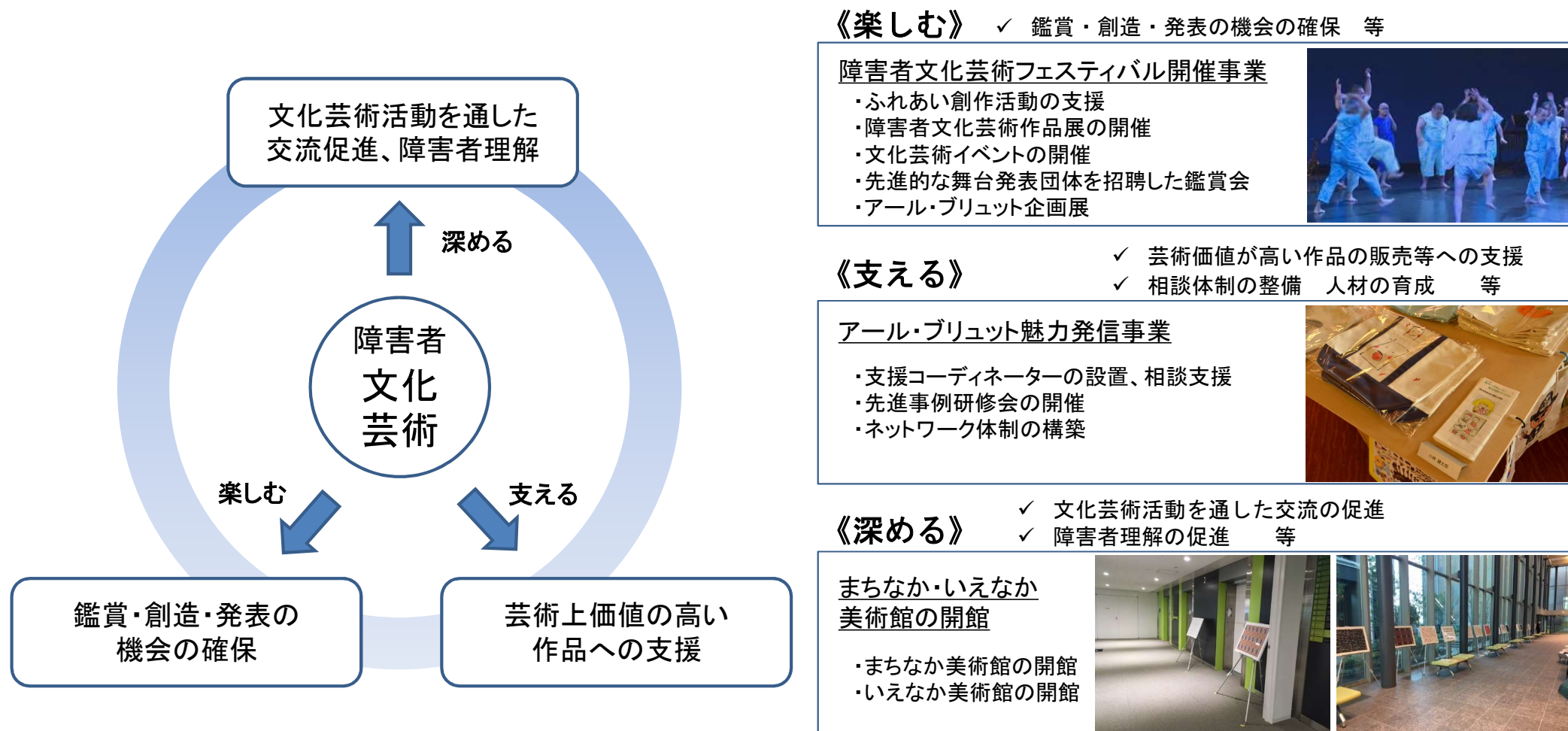
障害者による文化芸術活動に興味のない人への周知が進んでいない。共生社会に対する認知度(H29:49.6%)は低く、多様性への理解が必要

《対応》

文化芸術の裾野の拡大
(鑑賞・創造・発表の機会の確保)

芸術上価値の高い作品への支援

文化芸術活動を通じた
交流促進、障害者理解

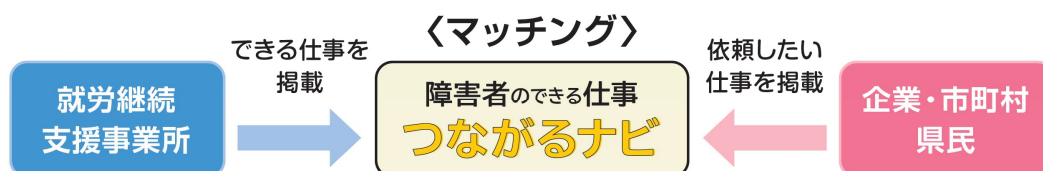


『障害者のできる仕事 ～つながるナビ～』 ウェブサイトもご活用下さい！

就労継続支援事業所のできる仕事を、企業や市町村等の皆様にもっと知ってもらえるよう、ウェブサイトも開設しました。本パンフレットに掲載されている内容のほか、具体的な物品・役務の情報やイベント情報などを閲覧することができます。

また、ウェブサイトでは、会員登録(無料)をしていただくことで、就労継続支援事業所に依頼したい仕事を掲載することができるようになりますので、ぜひご登録をお願いします。

『障害者のできる仕事 ～つながるナビ～』のイメージ



このサイトでできること

- ① 障害者就労施設が提供できる商品・サービスが検索できますので、依頼したい仕事の受注可能な事業所を探することができます。
- ② 会員登録(無料)をしていただくことで、障害者就労施設に依頼したい仕事を掲載することもできます。これにより、事業所とのマッチングができるほか、掲載のない内容でも、ニーズに応じた対応ができる事業所を見つけることができます。

<https://tunagaru.pref.yamanashi.jp>

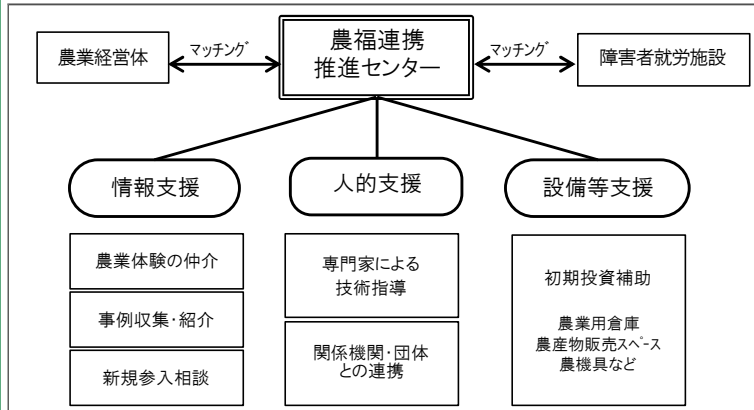


平成30年の取組

予算 12,217千円

➤ 農福連携推進センターを設置し、農福連携を推進

- (1) 農福連携マッチング事業
- (2) 農福連携新規参入・立ち上げ支援事業



令和元年度の取組

予算 計13,300千円

当初予算 12,172千円

- (1) 農福連携マッチング事業
- (2) 農福連携新規参入・立ち上げ支援事業

6補予算 1,128千円

- (3) 農福マルシェの開催
- (4) 施設支援員、施設利用者（障害者）向け講習会開催
- (5) 6次産業化に取り組む施設へアドバイザーを派遣

令和2年度の取組

予算 14,096千円

- (1) 農福連携マッチング事業
 - (2) 農福連携新規参入・立ち上げ支援事業
 - (3) 農福マルシェの開催
 - (4) 施設支援員、施設利用者（障害者）向け講習会の開催
 - (5) 6次産業化に取り組む施設へアドバイザーを派遣
- ～ 《拡充》 ～
- (6) 農福連携6次産業化製品ブランド化支援事業
 - ⇒ 農福ブランド戦略会議の設置
 - ⇒ 農福連携ロゴマークの作成
 - ⇒ 著名人を活用した農福連携6次産業化製品の新聞広告
 - ⇒ 県内6次産業化製品の発表会（展示、試食、販売）の開催
 - ⇒ 6次産業化製品のPRパンフレットの作成、HPに掲載
 - (7) 「福」の広がりへの支援
 - ⇒ 農福連携マッチング相手を、依存症、ひきこもりの者へ拡大

3年間の成果

- 108件の農福連携マッチング（30年度27件、元年度39件、2年度42件）
- 11施設に対し、初期投資の補助（耕運機、乾燥機など）
- 農福マルシェに述べ79施設が参加（R1:39施設、R2:40施設）
- アドバイザーの助言により新商品が開発（米粉ワッフル、グラノーラ、ベジパン（野菜パン）等）
- ロゴマークの作成
- 農福連携商品の新聞広告、PRパンフ作成
- 戦略会議でブランド化の議論

農福連携のブランド価値

- 障害のある方の丁寧な作業による良質な商品
- 農福連携への県民の共感
- 農作業を通じた地域貢献、商品の購入を通じた社会貢献



（農福連携
ロゴマーク）

これまでの取り組みに併せ ◆ **ブランド力の向上**
◆ **販売機会・販売方法への支援** を積極的に取り組んでいく。

令和3年度の展開

予算 13,611千円

- (1) 農福連携マッチング事業 7,609千円
- (2) 農福連携新規参入・立ち上げ支援事業 3,000千円
- (3) 農福マルシェの開催 予算計上なし
(廃止) 施設支援員、施設利用者（障害者）向け講習会の開催
(見直し) 6次産業化に取り組む施設へアドバイザーを派遣（「施設」⇒「地域」に見直し）
- (4) 農福連携商品ブランド化支援事業 **3,002千円**
 - 地域農福連携推進協議会の設置（4地域を想定）
 - 4地域にアドバイザーを派遣し、地域の特色を活かした農福連携（特産）商品の開発
 - インターネット販売への支援
 - 道の駅などでの農福連携商品の販売スペースの確保



農福連携の基盤が確立